

社団法人日本外科学会会費規則（定款施行細則第2号）

第1条 この法人（以下、本会と略記）の会費については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 本会の正会員（以下、正会員と略記）の会費は、年額10,000円とする。ただし、毎年3月1日現在において満80歳に達している者であつて、かつ、引き続き40年以上、正会員である者については、本人の申請により、総会の議決を経て、当該年度以降の会費の納入を免除する。

第3条 会費は、当該会計年度の間、年額の全額を納入しなければならない。

2 本条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため当該会計年度の間、会費を納入できない正会員は、当該会計年度の開始前であっても、会費を納入することができる。

3 前項の規定によって当該会計年度の開始前に会費を納入した後に会費の年額が変更されたときは、次の各号の規定を適用する。

1) 会費の減額によって生じた剰余金は、次年度の

会費の一部又は全部に充当する。

2) 会費の増額によって生じた不足金は、前項に規定したやむを得ない理由の消滅した後に速やかに納入する。

第4条 会費は、年額を分割して納入することができない。

第5条 この規則は、理事会及び総会の議決によって変更することができる。

第6条 この規則は、理事会及び総会の議決によって廃止することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成4年3月24日から施行する。
- 2 この規則は、平成8年4月9日から改正する。
- 3 この規則は、平成9年4月9日から改正する。
- 4 この規則は、平成12年5月25日から改正する。
- 5 この規則は、平成13年4月10日から改正する。
- 6 この規則は、平成14年4月10日から改正する。